

# 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例

昭和三十六年十月四日 条例第五十五号

次代をになう青少年が、心身ともに健やかに成長することは、すべての人の念願であつて、青少年は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境のなかで育てられなければならない。このために、県民は今日まで絶えまない努力を続けてきた。しかしながら、現代の社会環境は必ずしも満足すべき状態とは言えない。よつて、県民は、青少年に対し深い関心と愛情を持ち、青少年が近代社会人としての人間形成ができるよう、良好な環境を整備し、青少年の健全な育成を図らなければならない。ここに、新たな自覚と決意のもとにこの条例を制定するものである。

## (目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成を図るため、良好な環境を整備することを目的とする。

## (適用上の注意)

第二条 この条例を適用するに当つては、県民の権利及び自由を不当に制限しないよう留意しなければならない。

## (定義)

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(一) 青少年 小学校就学の始期から満十八歳に達するまでの者(婚姻によつて成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。

(二) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。

(三) 興行 映画、演劇、音楽、演芸、紙芝居、見せ物その他これらに類するものを公衆に見せ、又は聴かせることをいう。

(四) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、映写用の映画フィルム及びスライドフィルム並びにビデオディスク、録音テープ、録音盤、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロム、ディー・ブイ・ディーその他の電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体をいう。

(五) 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接対面

することなく、当該販売をすることができる機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売をすることができるものを含む。)をいう。

(六) 自動貸出機 物品の貸付けに従事する者と客とが直接対面することなく、当該貸付けをすることができる機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して貸付けをすることができるものを含む。)をいう。

(七) がん具類等 がん具類及び刃物その他の器具類(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第一項に規定する銃砲及び同条第二項に規定する刀剣類を除く。)をいう。

(八) 広告物 屋外又は屋内で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するものをいう。

(九) テレホンクラブ等営業 店舗型電話異性紹介営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業をいう。)及び無店舗型電話異性紹介営業(同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。以下同じ。)をいう。

(十) 利用カード テレホンクラブ等営業を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、提供される役務の数量に応ずる対価を得て発行されるものをいう。

(全部改正(平成八年条例三十九号)、一部改正(平成十三年条例六十三号・十八年五十六号))

## (県民の責務)

第四条 すべて県民は、青少年の健全な育成を図るため、常に良好な環境を整備するよう努め、これを阻害するおそれのある環境から青少年を保護しなければならない。

## (保護者の役割)

第五条 保護者は、その監護する青少年を正しくあたたかい環境で心身ともに健やかに育成するよう努めなければならない。

## (県の任務)

第六条 県は、青少年のための施設を整備する等青少年の健全な育成のための施策を行うものとする。

二 県は、青少年の健全な育成のための事業を行う市町及び団体に對し、必要な援助をするよう努めるものとする。

(一部改正(昭和五十二年条例二十六号・平成十八年五十六号))

## (市町の協力)

第六条の二 市町は、県が行う青少年の健全な育成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(追加(昭和五十二年条例二十六号)、一部改正(平成十八年条例五十六号))

## (優良興行及び優良図書類の推奨)

第七条 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育成のために特に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

二 知事は、前項の規定による推奨をしたときは、その旨を県の公報で公示しなければならない。

(一部改正(昭和五十二年条例二十六号・平成五年二十二号・八年三十九号))

## (優良環境の推奨)

第八条 知事は、自然環境又は社会環境で青少年の健全な育成のために特に有益なものであると認めるときは、これを推奨することができる。

二 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(有害興行を行う興行場への入場の制限及び有害図書類の販売等の禁止)

第九条 知事は、興行又は図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、著しく犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、これを青少年に観覧させ、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行又は図書類を有害な興行又は有害な図書類として指定することができる。

二 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及び理由を県の公報で公示しなければならない。ただし、緊急を要するときは、当該興行を行う興行場を経営する者若しくは当該興行を主催する者又は当該図書類の販売若しくは貸付けを業とする者に通知することによつて公示に代えることができる。

三 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示又は通知によつてその効力を生ずる。

四 第一項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。

(一) 書籍又は雑誌であつて、別表に掲げる姿態若しくは行為を、被写体とした写真(陰部を覆い、ほかし、又は塗りつぶしているものを含む。以下同じ。)若しくはその複製物又は描写した絵を掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数が、二十ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数(第七項又は第十條の五第一項若しくは第二項の規定による規制を免れる目的で既に発行されている書籍又は雑誌に他の印刷物又は白紙を合わせて編てつしている)と認められる場合は、当該印刷物又は白紙のページの数を除くものとする。(五)の五分の一以上を占めるもの

- (二) ビデオディスク、録画テープ又はディール・バイ・ディールであつて、別表に掲げる姿態又は行為の場面の描写（陰部を覆い、ばかし、又は塗りつぶしているものを含む。）の時間に合わせて三分間を超えるもの
- 五 興行場を営業者又は興行を主催する者（以下、興行場経営者等」といつ。）は、第一項の規定により指定された有害な興行（以下、「有害興行」といつ。）を行つてゐる場所に青少年を入場させてはならない。
- 六 興行場経営者等は、有害興行を行つときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者が見やすい箇所に第一項の規定による指定のあつた旨及び青少年の入場を禁する旨を掲示しなければならない。
- 七 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第一項の規定により指定された有害な図書類又は第四項に規定する有害な図書類（以下これを「有害図書類」といつ。）を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。
- 八 何人も、青少年に対し、有害興行又は有害図書類を観覧させ、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。
- （一部改正（昭和四十一年条例四十八号・五十二年二十六号・五十六年十八号・平成四年二十九号・五年二十一号・八年三十九号・十三年六十三号・十八年五十六号））
- （有害図書類の陳列場所の区分等）
- 第九条の二 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。
- 二 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類の陳列場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、若しくは借り受け、又は閲覧し、視聴し、若しくは聴取することができない旨の掲示をしなければならない。
- 三 前二項の規定は、次に掲げる場所（以下、「青少年入場禁止場所」といつ。）において図書類の販売又は貸付けを行う場合は、適用しない。
- （一） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業（同項第八号の営業を除く。）に係る営業所
- （二） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所
- （三） テレホンクラブ等営業（無店舗型電話異性紹介営業を除く。）に係る営業所
- （四） 有害興行を行つてゐる場所
- 四 知事は、第一項又は第二項の規定に違反している者に対し、有害図書類の陳列場所を変更し、若しくは陳列方法を改善し、

- 又は同項の掲示をすべきことを勧告することができる。
- 五 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- （追加（平成五年条例二十二号）、一部改正（平成八年条例三十九号・十年四十一号・十一年三十三号・十三年六十三号・十八年五十六号））
- （有害がん具類等の販売等の禁止）
- 第十条 知事は、がん具類等の構造及び機能が著しく性的感情を刺激し、又は人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあるため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該がん具類等を有害ながん具類等として指定することができる。
- 二 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及び理由を県の公報で公示しなければならない。
- 三 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 四 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、第一項の規定により指定された有害ながん具類等（以下、「有害がん具類等」といつ。）を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。
- 五 何人も、青少年に対し、業務その他正当な理由がある場合を除き、有害がん具類等を所持させてはならない。
- （一部改正（昭和四十一年条例四十八号・五十二年二十六号・平成五年二十二号・八年三十九号））
- （自動販売機等による物品の販売等の自主規制）
- 第十条の二 自動販売機又は自動貸出機（以下、「自動販売機等」といつ。）による物品の販売又は貸付けの業を行う者は、青少年の健全な育成を阻害するおそれがないよう自動販売機等に収納する物品及び自動販売機等による販売又は貸付けの方法について、適切な配慮をするように努めなければならない。
- 二 図書類又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類又はがん具類等（有害図書類及び有害がん具類等を除く。）を収納する自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。
- （一） 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六条）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第二十四条に規定する専修学校（高等課程又は一般課程を置くものに限る。）
- （二） 児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設
- （三） 社会教育法（昭和二十四年法律第二十七号）第二条に規定する公民館
- （四） 図書館法（昭和二十五年法律第一十八号）第二条第一項に規定する図書館

- （五） 博物館法（昭和二十六年法律第一八五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設
- （六） 都市公園法（昭和三十一年法律第七九号）第二条第一項に規定する都市公園
- （七） 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの
- （全部改正（昭和五十六年条例十八号）、一部改正（平成八年条例三十九号・十八年五十六号））
- （自動販売機等による図書類又はがん具類等の届出）
- 第十条の三 自動販売機等による図書類又はがん具類等（性的感情を刺激するがん具類等で、性具その他の性的な行為の用に供するがん具類等及び性器を模したがん具類等に限る。）の販売又は貸付けの業を行おうとする者は、あらかじめ、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- （一） 住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- （二） 自動販売機等の機種及び製造番号
- （三） 自動販売機等の設置場所
- （四） 次条第一項に規定する自動販売機等管理者の住所及び氏名
- （五） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 二 前項の規定による届出をした者は、同項各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十日以内に、規則で定めるところにより、変更又は廃止に係る事項を知事に届け出なければならない。
- （追加（平成八年条例三十九号））
- （自動販売機等管理者の設置）
- 第十条の四 自動販売機等による図書類又はがん具類等の販売又は貸付けの業を行う者（以下、「自動販売機等業者」といつ。）は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者（以下、「自動販売機等管理者」といつ。）を置かなければならない。
- 二 自動販売機等管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
- （一） 満二十歳に達していること。
- （二） 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- （三） 自動販売機等の設置場所が属する市町の区域内に住所を有していること。
- （四） 自動販売機等から図書類又はがん具類等を撤去することができること。
- （追加（平成八年条例三十九号）、一部改正（平成十二年条例三十一号・十八年五十六号））

(有害図書類等の自動販売機等への収納の制限等)

第十条の五 図書類又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類又は有害がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。

二 自動販売業者又は自動販売機等管理者は、その使用し、又は管理する自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類等が第九条第一項の規定により有害な図書類として指定され、又は第十条第一項の規定により有害ながん具類等として指定されたときは、当該指定があつた日から起算して五日以内に当該図書類又はがん具類等を自動販売機等から撤去しなければならない。

三 自動販売業者等は、その使用する自動販売機等の見やすい箇所に、自己の住所、氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び連絡先その他規則で定める事項を表示しなければならない。

四 知事は、第一項又は第二項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類等を収納している自動販売業者又は当該自動販売機等の自動販売機等管理者に対し、期限を定めて、当該有害図書類又は有害がん具類等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(全部改正(昭和五十六年条例第十八号)、一部改正(平成五年条例二十二号・八年三十九号・十八年五十六号))

(自動販売機等に係る規制の適用除外)

第十条の六 前三条の規定は、青少年入場禁止場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(追加(平成八年条例三十九号))

(推奨及び指定の取消し)

第十一条 知事は、第七条第一項若しくは第八条第一項の推奨又は第九条第一項、第十条第一項若しくは次条第一項の指定をした場合において、当該推奨又は指定をした理由がなくなつたと認めるときは、これを取り消すことができる。

二 前項の場合には、第七条第一項若しくは第八条第一項の推奨にあつては第七条第二項の規定を、第九条第一項の指定にあつては同条第二項及び第三項の規定を、第十条第一項の指定にあつては同条第二項及び第三項の規定を、次条第一項の指定にあつては同条第二項及び第三項の規定を準用する。

(一部改正(昭和四十一年条例四十八号・五十二年二十六号))

(有害広告物の表示の禁止)

第十二条 知事は、屋外又は屋内で公衆に表示された広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該内容の広告物を有害な広告物として指定することができる。

二 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及び理由を県の公報で公示しなければならない。ただし、緊急を要するときは、当該広告物の広告主又は管理者に通知することによつて公示に代えることができる。

三 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示又は通知によつてその効力を生ずる。

四 広告主又は広告物の管理者は、第一項の規定により指定された有害な広告物(以下「有害広告物」という。)を公衆に表示してはならない。

(全部改正(昭和四十一年条例四十八号)、一部改正(平成五年条例二十二号・八年三十九号))

(有害広告物の頒布の制限)

第十二条の二 図書類又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に対し、図書類又はがん具類等に係る広告を目的とするビラその他これに類するものであつて、別表に掲げる姿態若しくは行為を被写体とした写真又はその複製物を掲載するもの(以下「有害広告ビラ」という。)を頒布し、又は頒布させてはならない。

二 前項の規定によるほか、図書類又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害広告ビラを頒布し、又は頒布させるに当たつては、その内容を青少年が容易に知ることができない措置を講じなければならない。

三 職員(知事の指定した者に限る)又は警察官は、青少年に対して有害広告ビラを頒布している者があるときは、その者に対して、当該頒布行為の中止を命ずることができる。

四 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(追加(平成八年条例三十九号))

(県民の努力義務)

第十三条 すべて県民は、青少年がテレホンクラブ等営業を営む者の提供する役務を利用するためテレホンクラブ等営業を営む者に電話をかけ、又はテレホンクラブ等営業(無店舗型電話異性紹介営業を除く。)に係る営業所に立ち入らないよう努めなければならない。

(追加(平成八年条例三十九号)、一部改正(平成十三年条例六十三号・十八年五十六号))

(利用カード等の販売等の制限)

第十三条の二 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、頒布し、又は貸し付けしてはならない。

二 何人も、前項の規定によるほか、青少年に対し、テレホンクラブ等営業を営む者が提供する役務で対価を得て提供するものを利用するために必要な電話番号、会員番号及び暗証番号その他これに類する情報を提供してはならない。

三 何人も、自動販売機に利用カードを収納し、又は自動販売機により利用カードを発行してはならない。ただし、青少年入場

禁止場所に設置されている自動販売機については、この限りでない。

(追加(平成八年条例三十九号)、一部改正(平成十三年条例六十三号))

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第十三条の三 青少年入場禁止場所において自動販売機による利用カードの販売の業を行おうとする者(自動販売機による利用カードの販売を自ら行おうとするテレホンクラブ等営業を営む者を含む)は、あらかじめ、自動販売機ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(一) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(二) 自動販売機の機種及び製造番号

(三) 自動販売機の設置場所

(四) 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

二 前項の規定による届出をした者は、同項各号第二号を除く。(一)に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機による利用カードの販売を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十日以内に、規則で定めるところにより、変更又は廃止に係る事項を知事に届け出なければならない。

三 自動販売機による利用カードの販売の業を行う者(自動販売機による利用カードの販売を自ら行うテレホンクラブ等営業を営む者を含む)は、その使用する自動販売機の見やすい箇所に、自己の住所、氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び連絡先その他規則で定める事項を表示しなければならない。

(追加(平成八年条例三十九号)、一部改正(平成十三年条例六十三号・十八年五十六号))

(質物の受入れ及び古物等の買受けの制限)

第十四条 質屋(質屋営業法(昭和五十五年法律第一五八号)第一条第二項に規定する質屋をいう。以下同じ。)(又は古物商(古物営業法(昭和二十四年法律第十八号)第二条第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。))若しくは金属くず商等(静岡県金属くず営業条例(昭和三十三年静岡県条例第五号)第二条第一項及び第三項に規定する金属くず商及び金属くず行商をいう。以下同じ。))は、青少年から物品若しくは有価証券を質に取つて金銭を貸し付け、又は古物若しくは金属くずを買い受けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(一部改正(平成七年条例四十八号・十八年五十六号))

(淫いん行及びわいせつ行為の禁止)

第十四条の二 何人も、青少年に対し、淫いん行又はわいせつ行為をしてはならない。

- 二 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。
- (追加(昭和五十三年条例二十号))
- (入れ墨の禁止)
- 第十四条の三 何人も、青少年に対し、入れ墨をしてはならない。
- 二 何人も、青少年に対し、前項の行為を勧誘し、又は周旋してはならない。
- (追加(昭和五十九年条例三十一号))
- (場所の提供及び周旋の禁止)
- 第十五条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知つて、その場所の提供又は周旋をしてはならない。
- (一) 淫いん行又はわいせつ行為
- (二) 入れ墨
- (三) 飲酒又は喫煙
- (四) 暴力行為
- (五) とばく行為
- (六) 麻薬、覚せい剤又は大麻を使用する行為
- (七) 前号に掲げるもののほか、催眠、興奮、幻覚、麻酔等の作用を有する薬品及びこれを含有する物で、規則で定めるものをみだりに使用する行為
- (全部改正(昭和五十一年条例五十二号)、一部改正(昭和五十九年条例三十一号・平成八年三十九号))
- (深夜外出の制限等)
- 第十六条 保護者は、その監護する青少年を深夜(午後十一時から翌日の午前四時までの時間をいう。以下同じ。)に外出させないように努めなければならない。ただし、通勤、通学その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 二 何人も、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで、深夜に青少年を同行して外出してはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 三 次に掲げる施設を営業者及び興行場経営者等は、深夜において、当該施設又は興行を行う場所に青少年を入場させてはならない。
- (一) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設
- (二) 設備を設けて客に主に入ターネットの利用又は図書類の閲覧若しくは観覧を行わせる施設
- (三) 設備を設けて客にボウリングを行わせる施設
- (四) スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備により客に遊技をさせる施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第七号及び第八号に規定する営業を行う施設並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三十一号

- 号)第一条の三に規定する施設(同条第二号に掲げる施設を除く。))を除く。))
- 四 前項各号に掲げる施設を営業者及び興行場経営者等は、規則で定めるところにより、入場しようとする者が見やすい箇所、深夜において青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。
- 五 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にある青少年(保護者が同行しているもの及び保護者の委託を受け、又はその承諾を得た者が同行しているものを除く。)に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。
- (一部改正(昭和四十一年条例四十八号・平成四年二十九号・八年三十九号・十八年五十六号))
- (射幸心をそそる遊技場への入場に係る保護者の努力義務)
- 第十六条の二 保護者は、その監護する青少年がばちんこ屋、スマートボール場、射的場、まあじやん屋その他の遊技場で設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるものに入場させないように努めなければならない。
- (追加(平成八年条例三十九号)、一部改正(平成十八年条例五十六号))
- (インターネット上の情報利用等に係る保護者、事業者等の努力義務)
- 第十六条の三 保護者並びに学校及び青少年の職場の関係者は、インターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について自ら理解を深め、インターネットの利用により得られる情報で、その内容の全部又は一部が青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの(以下「阻害情報」という。)に対する青少年の判断能力の育成に努めなければならない。
- 二 インターネットを利用することができる端末設備(以下単に「端末設備」という。)を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの利用その他の適切な方法により、阻害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めなければならない。
- 三 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により阻害情報を閲覧し、又は視聴することを防止す

- るために必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- (追加(平成十八年条例五十六号))
- (報告及び立入調査等)
- 第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
- (一) 興行場経営者等
- (二) 図書類の販売又は貸付けを業とする者
- (三) がん具類等の販売又は貸付けを業とする者
- (四) 有害広告物の広告主又は管理者
- (五) 自動販売機による利用カードの販売の業を行う者
- (六) 質屋又は古物商若しくは金属くす商等
- (七) 第十六条第三項各号に掲げる施設を営業者
- 二 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員又は警察官に、営業時間内において、前項各号に掲げる者の営業所又は同項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる者の使用する自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。
- 三 前項の規定により立入調査等をする職員又は警察官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 四 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (全部改正(平成八年条例三十九号)、一部改正(平成十三年条例六十三号・十八年五十六号))
- (審議会への諮問等)
- 第十八条 知事は、次に掲げる場合においては、静岡県附属機関設置条例(昭和二十七年静岡県条例第六十号)第一条の規定により設置された静岡県青少年環境整備審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。
- (一) 第七条第一項又は第八条第一項の規定による推奨をしようとするとき。
- (二) 第九条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の規定による指定をしようとするとき。
- (三) 第十一条第一項の規定による取消しをしようとするとき。
- 二 知事は、前項ただし書の規定により、審議会の意見を聴かないで推奨、指定又は取消しをしたときは、速やかに、審議会に報告しなければならない。
- (一部改正(昭和四十一年条例四十八号・平成八年三十九号・十三年六十三号・十八年五十六号))
- (一般からの申出)
- 第十九条 何人も、第七条第一項若しくは第八条第一項の推奨、



を営んでいる者とみなして、改正後の条例第十三条の第二項の規定を適用する。

六 この条例の施行の際現に自動販売機（青少年入場禁止場所以外の場所に設置されている自動販売機を含む。）による利用カード（改正後の条例第三条第八号に規定する利用カードをいう。以下同じ。）の販売の業を行っている者については、改正後の条例第十三条の第五項に規定する自動販売機による利用カードの販売の業を行おうとする者とみなして同項の規定を適用する場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成九年二月二十八日まで」とする。

七 前項の規定により平成九年二月二十八日まで改正後の条例第十三条の第五項の規定による届出をした利用カードの販売の業を行っている者が青少年入場禁止場所以外の場所に設置している自動販売機については、平成九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第十三条の四第三項本文の規定は適用しない。

八 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業所の名称等（改正後の条例第十三条の六第一項に規定するテレホンクラブ等営業所の名称等をいう。）に係る広告物（改正後の条例第三条第六号に規定する広告物をいう。）については、平成九年二月二十八日までの間は、改正後の条例第十三条の六第一項本文の規定は適用しない。

附 則（平成十年十月二十七日条例第四十一号）  
この条例は、平成十年十一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日条例第三十三号）  
この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十月二十六日条例第五十二号）  
この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
（平成十一年十月規則第七十号で、同十一年十一月一日から施行）  
附 則（平成十二年三月二十一日条例第三十一号）

一 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。  
二 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第一四九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの条例による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十三年十二月二十五日条例第六十三号）  
一 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日から施行する。ただし、第九条第四項第一号の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

二 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附 則（平成十八年十月十八日条例第五十六号）

一 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

二 この条例の施行の際現に改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第五号に規定する自動販売機（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売をすることができるものに限る。）又は同条第六号に規定する自動貸出機（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して貸付けをすることができるものに限る。）により改正後の条例第十条の業を行っている者については、同項に規定する図書類又はがらん具類等の販売又は貸付けの業を行おうとする者とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成十九年四月三十日まで」とする。  
三 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。